

新型コロナウイルス感染症対策における学校現場を支える施策推進について

全日本教職員連盟

1 現状認識

新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業を実施している割合（文部科学省：4月22日現在）は、国公立学校を含め、以下の表の通りである。

【4月22日現在臨時休業を実施している学校の割合（全国）】

校種	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	専修学校 高等課程
割合(%)	74	95	95	95	97	100	96	93

緊急事態宣言について、5月7日以降も継続されることとなり、引き続き臨時休業を選択する学校の設置者は多いと推測される。

このような状況下において、学校現場では、子供たちの学びをどのように保障していくのが喫緊の課題となっている。オンラインでの授業により学習を進めている学校があるが、ICT環境は地域間格差が大きく、一部地域での実施に留まっていると言わざるを得ない。その他の学校については、課題の配布や学習の進捗状況確認のための登校日を設けたり、これらの代替として郵送を活用したりしている。一方、教育活動を再開した学校では、密閉、密集、密接（3密）を回避しつつ、子供たちへの教育を推進することが不可欠であり、分散登校や登校後の学級の分割（少人数での指導等）により対応している。

また、このまま臨時休業が継続した場合、学校教育法施行規則第52条を根拠とする学習指導要領（小学校：令和2年実施、中学校：令和3年実施、高等学校令和4年実施）総則には、以下の記述（【小学校学習指導要領総則】抜粋）があるため、現場から休業日を削減等しても、年度末までに授業時数を確保できないとの声があがっている。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

2 文部科学省の施策等

文部科学省は、日本での新型コロナウイルス感染症確認後、現場の状況や寄せられる声に応えるために、以下のような様々な通知を発出したり、予算確保を含めた具体的な施策を推進したりしている。

【発出された主な通知】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & Aの送付について
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について
- ・ 「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について

等

これら通知の中において、「保健管理等に関すること」や「心のケア等に関すること」、「学習指導に関すること」等について、文部科学省の考え方や法令等の解釈について説明している。また、時数の確保に関連し、特例的な措置として、学校が課した家庭学習が要件（①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること）を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとされている。

【具体的な施策】

・ 文部科学省 緊急経済対策パッケージ（令和2年度補正予算計上含）

本パッケージにおいて、学校再開に向けた支援として「全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対して、4月以降を目途に1人2枚の布製マスクを配布」することや「特別支援学校のスクールバスでの感染リスクの低減を図る取組を支援」すること、「一斉臨時休業に伴う未指導分の補習等を支援する学習指導員を追加配置」すること等が盛り込まれた。また、学校休業時における子供たちの「学びの保障」として、令和5年度達成としていた、義務教育段階の「1人1台端末」の整備（GIGA スクール構想）を前倒しするとし、令和2年度補正予算として4月30日に成立したところである。

3 今後の全日教連の要望

全日教連は、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されはじめた2月より、文部科学省や国会議員に対して現場の声を伝え、現場が必要とする施策について迅速な推進を要望してきたところである。GIGA スクール構想の前倒しや衛生備品の配布、詳細なQ&Aの提示等は、これまでの全日教連の要望活動の成果であると考え、今後は、特に以下の2点について引き続き、要望していく。

① 現場の求める施策推進

1でも触れたが、授業時数の確保を含め、子供の学びの保障は喫緊の課題である。既に5月末までの臨時休業を決定した学校の設置者の中には、「臨時休業が7月20日を超えた場合、如何なる措置を講じても授業時数が足りなくなる」とし、危機感を募らせ5月を迎えているところも存在する。このような現場の声を受け、特例的な措置としての教育課程の弾力的運用の拡大は不可欠であると考え、また、子供たちの学びを止めない施策として、ICT環境の迅速な整備等の推進、配布物（家庭学習用プリント等）の郵送等に係る費用の補助等を要望していく。

② 教職員の勤務環境の改善

3密を回避するためには、人的配置の拡充が必要である。これに関して全日教連は、退職された全日教連会員OB等に対して、補正予算成立を受けて予想される学校をサポートするための人材募集等に対して協力をお願いするメッセージを発出したところである。加配定数の拡充についても粘り強く要望していく。

併せて、①に関連し、土曜授業や休業日の削減は避けられない状況となっている。通常、学校の設置者が学校職員に勤務を要しない週休日に勤務を命じた場合、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることになる。しかし、子供の学びを保障するために土曜授業を行い、別日に週休日を設けることはあまり意味がなく、これに代わる措置を要望していく。

これらの他にも、改善しなければならないことは多岐に亘る。単位団体と連携しながら、現場にフィットした施策を提言、要望、そして実現していくことが全日教連の責務である。

4 9月入学

長引く臨時休業の中、「9月入学の実現」という声がある。理由については、欧米諸国がそうであるからこれを機会にというものや、臨時休業で学びの保障ができないので全国一律9月にというもの等である。教職員団体である全日教連として、大切にしなければならない視点は、子供たちを第一に考えることと、これに加えて現場の教職員のことである。これに照らして課題を挙げるなら、以下のようなものが考えられる。

- ・ 各種学校の入学選抜試験はどのようなスケジュールとなるのか。
- ・ 卒業後の就職について、企業との連絡調整はできるのか。
- ・ 9月入学になった場合、3月末退職予定者はどうなるのか（4月以降は全員再任用とするのか）。

これらの他にも、関連法等様々なことについて議論し制度設計しなければ、大きな混乱を引き起こすことになると思う。9月入学は、教育界のみならず、経済界等社会全体との調整が必要な大きな問題である。昨秋成立した教師のみに関係する改正給特法による1年単位の変形労働時間制の導入については、1年間の移行期間が設けられた。公務員に關係する定年引上については、2年毎の1歳引上げで10年の移行期間を設けることで審議されている。9月入学は、教育界のみならず、経済界等社会全体との調整が必要であり、導入には慎重審議、移行期間の設定等が不可欠であると思う。勿論今後9月入学について、議論されることになれば、全日教連としても現場の声を集め、よりよい制度として導入できるように課題を洗い出し、提言、要望していく。

しかし、今は、3でも述べたように、目の前の子供たちのために、そして最前線で職務を遂行する教職員のために必要な施策推進と予算確保を求め、新型コロナウイルス感染症という国難を乗り越えること、この一点で全日教連は活動していく。